- 1 法第24条第4項の規定による平常発生防除計画書様式、2 法第24条第4項の規定による異常発生防除計画書様式及び3 法第24条第4項の規定による 防除計画の変更様式中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改め、「昭和」を削り、「⑩」を削る。
- 第5条 栽培地検査実施細則(昭和32年4月9日付け32振局第1065号振興局長通達)の一部を次のように改正する。
  - 4(2)中「朱印する」を「朱色で表示する」に改める。
  - 第1号様式及び第2号様式中「印」を削る。
- 第6条 麦角菌核混入穀類等取締り要領(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)の一部を次のように改正する。
  - 第1号様式中「印(注)」を削り、「印」を削り、(注)を削る。
  - 第2号様式中「印(注)」を削り、(注)を削る。
  - 第3号様式及び第4号様式中「⑩(注)」を削り、「⑩」を削り、(注)を削る。
  - 第5号様式中「印(注)」を削り、(注)を削る。
- 第7条 麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)の一部を次のように改正する。
  - 第1号様式中「印」を削り、(注)2を削り、(注)1を(注)とする。
  - 第2号様式中「印」を削る。
- 第8条 くん蒸倉庫指定要綱 (昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達) の一部を次のように改正する。

別記様式1中「印」を削り、[注] 2を削り、[注] 3を [注] 2とする。 別記様式2中「印」を削る。

第9条 移動制限植物等検疫実施要領(昭和47年5月15日付け47農政第2168号農政局長通達)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後
改正前

別記様式第2号及び別記様式第3号中「印」を削る。

別記様式第5号中「⑩」を削り、備考を削る。

別記様式第6号中「印」を削る。

第42条 特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防まん延防止措置の実施に当たっての留意事項についての全部改正について(口蹄疫等4疾病)(令和2年7月1日付け2消安第1567号農林水産省消費・安全局長通知)の一部を次のように改正する。

別添1の別記様式6、別記様式8、別記様式10及び別記様式11中「印)」を削る。

別添1の別記様式9中「印」を削る。

別添2の別記様式3及び別記様式5中「(印)」を削る。

別添2の別記様式6中「印」を削る。

別添3の別記様式3、別記様式6、別記様式8及び別記様式9中「(印)」を削る。

別添3の別記様式7中「印」を削る。

別添4の様式5、様式9及び様式10中「(印)」を削る。

別添4の様式7及び様式8中「印」を削る。

## 附則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。